

こ う け ん で こ う け ん 後見DE貢献

～IKUKOのつぶやき～



All For One

2021年11月1日
発行所
オールフォーワングループ

司法書士・行政書士 国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目22番2号
ゼルコバビル4階
TEL0423000255 fax0423000256
office@kunimatu.jp

今年はなかなか衣替えができず、いつまでたっても半袖が手放せませんでした。
ところがもう年末が近くなり、秋を楽しむ暇もなく、慌ただしく時が過ぎていきますね。
皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

さて、この「後見 DE 貢献」は2020年3月にスタートして毎月休まず発行させていただいておりますが、「後見 DE 貢献」という言葉を何か形として残せないかと考え、この度特許庁にて商標登録をさせていただきました。昨年9月に申請して、11ヶ月かけてやっとこの8月に登録が完了しました。実は、商標登録は私どものグループ名の「AllForOne」のロゴマークもしてあります。商標登録証を眺めていると、国松偉公子が手がけるブランドとして「AllForOne」も「後見 DE 貢献」も名前負けせず、中身が伴うものにしていかなければならないと、改めて身の引き締まる思いがいたします。

このように後見で社会に貢献するという私の思いから、司法書士事務所としてずっと懸案事項であった、法人化にやっと本腰をいれることになりました。これは、人の人生に寄り添う後見人として、永続性のある法人であるほうが望ましく、お客さまにご安心いただけるという観点から行うものです。来月から「司法書士国松偉公子事務所」は「国松司法書士法人」という新しい形で皆さまの前に登場する予定です。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識

前回は、後見制度の利用に当って誤解されやすいことをお話しました。今月もその続きを少し補足致します。

① 気に入らない後見人は、いつでも辞めさせられる？ ➡ その任務に適しない事由があれば辞めさせられます

つまり、後見人を辞めさせるには、不適切な財産管理や本人に不利益となる行為をした等その任務に適しない事由がなければなりません。ただし「親族の意向を無視するのが気に入らない」とか「意見が合わない」等、本人保護の観点から逸脱した理由で家庭裁判所へ解任請求をすることはできません。

※解任の請求は、後見監督人、被後見人、被後見人の親族又は検察官がすることができます。家庭裁判所が職権で解任することもできます。

② 本人との贈与の約束は後見人に実行してもらえる？ ➡ 本人の意思確認が不可能ですから実行できません

「親との間で50万円の贈与の約束がある。後見人なのだからあなたが代わりに支払って欲しい」等申し入れがあることも少なくないようです。本人は判断能力が低下している状態にありますから、本人の意思を確認することが難しく、本人の財産を本人の保護目的以外に支出することは適当ではありません。この場合、後見人としては応じられないこととなります。

ただし、本人が贈与を約束する書面を作成している、贈与の必要性が確認できる等の場合は実行しても良いと考えられます。この場合、もっとも重要なポイントは、契約書を作成した時の本人の判断能力が問題となることもあります。

成年後見制度の利用目的は、認知症、知的障害、精神障害等の障害により判断能力が不十分となり、契約等の法律行為の意思決定が困難な方の能力を補うものです。本人の財産管理・身上監護（保護）に関する事務を行うに当り、本人の意思を尊重しなければなりません。時に利益保護との両立を図る難しさに直面することもしばしば…誰のために利用する制度なのか？いろいろと考えさせられることもあります。



IKUKO

ここで大切なお知らせです。12月1日より「司法書士国松偉公子事務所」は「国松司法書士法人」として歩み始めることとなりました。地域の皆様の身近な法律家としてお役に立ちたいという想いはこれまでと何一つ変わっておりません。むしろその想いは年を追うごとに強くなりました。これからも安心してご相談頂けるように体制を整え、気持ち新たに職員一同誠心誠意業務に取り組む所存です。どうぞご期待下さい。!(^)!

YouTube

国松偉公子の
相続相談室



★LINE公式
アカウント★

@965ehhek

